

2020年3月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 養育費算定一覧表改訂について
- 民事執行法改正 その2

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 72



エバー総合法律事務所

# 養育費算定一覧表改訂について

## 1 算定表について

夫婦間で生活費や子供の教育費の支払で問題になった場合、家庭裁判所で協議することができます。夫婦間で婚姻中の生活費（子供の生活費・教育費も含む）については、法律上「婚姻費用」と言い、調停手続で婚姻費用分担を求めることができます。また、離婚後は、子供の生活費や教育費などについては「養育費」と言い、同様に調停手続を求めることができます。婚姻費用の分担も養育費の負担も調停手続で話し合いがまとまらない場合には「審判」と言う裁判官の判断に委ねることができます。

この婚姻費用や養育費については、平成15年に裁判官の研究グループが簡易迅速に判断できるような目安として算定表を発表し、実務上調停手続ではこの算定表に基づいて話し合いが進められてきました。

この算定表は発表されてから長年にわたり使用されてきましたが、算定表による金額が低額であるとか、実態を反映していないなどの批判があり、日本弁護士連合会でも平成29年に独自の算定表が発表されました。

裁判所サイドでも、「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」をテーマに、東京及び大阪の家庭裁判所所属の裁判官を研究員とする司法研究が行われ、その研究報告が令和元年12月23日に公表されました。

この研究報告では、現在、家庭裁判所において養育費又は婚姻費用の算定をする際に活用されている上記資料の考え方を踏襲しつつ、基礎となる統計資料を更新して標準算定方式・算定表が提案されました。

## 2 算定表改訂の要点について

新しい算定表や、その考えの根拠とする司法研究概要についても裁判所のホームページで公表されていますのでご覧になることができます。

改訂の大きな理由としては、要求する側（権利者）と要求される側（義務者）の判断の前提となる基礎収入を検討する際の、控除する公租公課（税金や社会保

険料などです）や経費（例えば被服費や通信費などを職業費として計上しています）、住居関係費など数値を変更しました。

また、子供の生活費や教育費について、これまでは子供の年齢区分を2区分に分け、それぞれに生活費指数を用いて計算してきましたが、この指数を変更しました。

その結果、大雑把に申し上げると以前の算定表と比べて、変更がないかあるいは最大2万円ほどの増額になりました。

ご覧になるときは、お子さんの人数、年齢ごとの一覧表を用いて、会社員の方同士の場合、源泉徴収票に記載してある支払金額の数字でそれぞれの金額の数字をご覧になられて、権利者・義務者のそれぞれの金額の交点が目安の金額になります。

## 3 算定表改訂による影響の有無及び成人年齢引き下げによる影響の有無について

令和4年4月1日より成人年齢は18歳になります。この点で、既に定められた協議書、家事調停調書、和解調書などに「成年」までと記載がある場合、これは20歳ではなく18歳になるのかという点が問題となる余地があります。この点については司法研究では、既に決められた「成年」の意義は基本的に20歳と解するべきだとされ、成人年齢の引下や算定表の改訂は既に決められた合意を変更すべき事情変更には該当しないとされています。

また、養育費の支払義務の終期は、未成熟子を脱する時期とされ、例えば学生として就労していないなどの事情にある場合には18歳が養育費の支払義務の終期とはされず、未成熟子を脱する時期は個別的に考えられるべきとされています。実務でも、大学生などの場合、大学卒業までとして養育費の支払義務の合意をすることもあり、権利者・義務者及び子の実情に照らして柔軟に処理すべき問題であると思われます。

婚姻費用や養育費の問題でお悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2020年3月17日(火)、3月27日(金)、4月1日(水)、4月8日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 民事執行法改正 その2

民事執行法が改正され、改正法は令和2年4月1日からの施行となります。エバーニュースVol.64でも一度概要を取り上げておりますが、今回施行間近となりましたので、実務的に影響がある部分、特に財産開示、預金の開示などについて再度取り上げることとしました。

債務者の財産探索方法としては、弁護士法に基づく照会制度を利用する場合がありますが、金融機関によっては、顧客への守秘義務を根拠に拒否されることがあります。既に平成15年の改正で財産開示手続という制度が設けられたのですが、実効性について疑問視されてきたためそれほど申立件数も増えませんでした。今回、この制度の改正をするとともに、第三者からの情報取得手続を設け、金融機関、株式などの振替機関、市町村、日本年金機構など年金保険機関、登記所（法務局）から債務者の財産情報が得られることとなりました。これは債務者の情報が秘匿される中で、養育費などの扶養料支払請求権や犯罪被害者に対する賠償請求権などを含めて債権者の権利確保を図る必要と、金融機関などの対象とされる機関でも情報システムが改善され、情報の管理・提供が容易になってきたことなどが改正の理由となっていると思われます。以下、具体的に述べていきます。

## 1 財産開示手続の見直し

まず、申立権者を拡大しました。これは従来、確定判決や公正証書など執行力のある確定した債務名義（強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことを言います）を有する者に限られていたのですが、それ以外にも仮執行宣言付判決や仮執行宣言付支払督促など判断が確定していないものや、仮処分命令などでも申し立てることができるようになりました。さらに、これまで開示手続に債務者が不出頭であったり虚偽の陳述をした場合については30万円以下の過料でしたが、罰則を強化し、虚偽の陳述などをした場合には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金とするなど、自由刑が定められたということで効果が期待されています。

なお、財産開示手続の要件としては、強制執行の一般的な要件を備えることも必要ですが、そのほかに強制執行などの配当手続において完全な弁済を得ることができないことや、知れている財産に対する強制執行を実施しても債権の完全な弁済が得られないことの疎明が必要とされています（不奏功等の要件）。

また、開示手続には本人、法人の場合には代表者本人が出頭しなければならず、代理人や財務責任者で代えることはできません。

## 2 第三者からの情報取得手続について

この制度に対しては第三者（金融機関等）は顧客への守秘義務を理由に拒否することはできません。これまで金融機関における預金情報を取得することは困難で（興信所を通じて入手できることもありましたが入手方法の適法性には疑問符がつきます）、前述のとおり弁護士法に基づく照会も開示されることが少なかったため、この制度の創設は債務者情報を取得する重要な手段になると思われます。具体的には、金融機関に対しては全店照会が可能になり、店舗、種類、口座番号及び金額の情報取得が可能になると思われます。また、土地や建物の不動産情報についても法務局に照会することが可能になり、これまでできなかった名寄せの情報取得が可能になりました。加えて、市町村や年金保険機関からは債務者の勤務先を知ることも可能になりますが、これは養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限られます。

この第三者からの情報取得手続については前記の財産開示手続と同様に不奏功等の要件が必要とされています。また、不動産情報に関する法務局と、市町村や年金保険期間への勤務先情報については、財産開示手続をまず経る必要があり、財産開示手続を経た後3年以内に行うよう期限制限がされています。

今後の運用や解釈によってこれらの制度の効果も実効性を発揮する可能性はあります。相手方の債務が履行されず執行手続でお悩みの方はご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

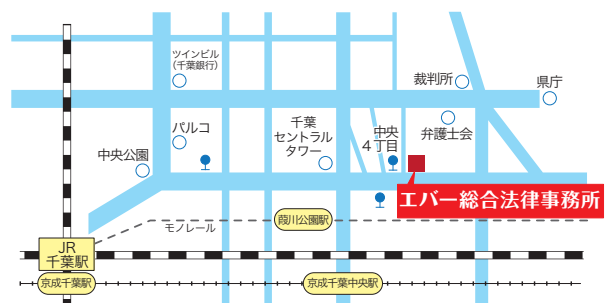
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。